

# REPORT

## 2020

**2020年度上半期経営情報**

(令和2年9月末現在)

佐賀西信用組合からみなさまへ

## 経営情報（半期情報の開示について）

令和2年度上半期（令和2年4月1日～令和2年9月30日まで）における経営情報をお知らせいたします。

### 損益の状況

（単位：百万円）

区 分	令和2年9月末
業 務 純 益	22
実 質 業 務 純 益	22
コ ア 業 務 純 益	18
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	18
経 常 利 益	21
当 期 純 利 益	17

### 自己資本比率（国内基準）

（単位：％）

	令和2年9月末	〈参考〉 令和2年3月末
自己資本比率	18.45	19.34

### 預金・貸出金の状況

（単位：百万円）

区 分	令和2年9月末	〈参考〉 令和2年3月末
預 金 残 高	76,324	64,013
貸 出 金 残 高	34,822	31,288

### 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：百万円、％）

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)／(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和2年3月末	861	414	447	861	100.00
	令和2年9月末	850	409	441	850	100.00
危 険 債 権	令和2年3月末	751	596	154	751	100.00
	令和2年9月末	822	664	157	822	100.00
要 管 理 債 権	令和2年3月末	2	2	0	2	100.00
	令和2年9月末	2	2	0	2	100.00
不 良 債 権 計	令和2年3月末	1,615	1,013	602	1,615	100.00
	令和2年9月末	1,675	1,076	599	1,675	100.00
正 常 債 権	令和2年3月末	29,756				
	令和2年9月末	33,279				
合 計	令和2年3月末	31,372				
	令和2年9月末	34,955				

(注) 令和2年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の категорияにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和2年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続していません。

〈令和2年9月末の算出方法〉

- 債務者区分については原則として令和2年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに内部格付による債務者区分の変更等のあった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び3か月以上延滞している貸出債権の合計です。
- 「正常債権」の金額は、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計です。

### 貸出金業種別残高・構成比

（単位：百万円、％）

業 種 別	令和2年9月末		〈参考〉令和2年3月末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,955	5.6	1,709	5.5
農 業、林 業	200	0.6	201	0.6
漁 業	19	0.1	27	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	5,436	15.6	4,499	14.4
電気、ガス、熱供給、水道業	67	0.2	70	0.2
情 報 通 信 業	111	0.3	120	0.4
運 輸 業、郵 便 業	759	2.2	500	1.6
卸 売 業、小 売 業	3,938	11.3	2,959	9.5
金 融 業、保 険 業	1,000	2.9	1,500	4.8
不 動 産 業	389	1.1	223	0.7
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿 泊 業	800	2.3	729	2.3
飲 食 業	1,053	3.0	683	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	167	0.5	131	0.4
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	623	1.8	405	1.3
その他のサービス	2,555	7.3	1,942	6.2
その他の産業	141	0.4	160	0.5
<b>小 計</b>	<b>19,213</b>	<b>55.2</b>	<b>15,858</b>	<b>50.7</b>
国・地方公共団体等	4,334	12.4	3,769	12.0
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,275	32.4	11,661	37.3
<b>合 計</b>	<b>34,822</b>	<b>100.0</b>	<b>31,288</b>	<b>100.0</b>

◎満期保有目的の債券

	種 類	令和2年9月末			〈参考〉令和2年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	200	200	0	399	403	3
	小 計	200	200	0	399	403	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	200	200	0	399	403	3	

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。  
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◎その他有価証券

	種 類	令和2年9月末			〈参考〉令和2年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	15,045	14,608	436	13,138	12,716	421
	国 債	4,989	4,707	281	3,002	2,715	287
	地 方 債	203	200	3	303	299	3
	社 債	9,851	9,700	151	9,832	9,701	130
	そ の 他	177	161	16	31	29	1
	小 計	15,223	14,770	453	13,169	12,746	422
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	50	71	△ 20	44	71	△ 27
	債 券	4,803	4,921	△ 118	4,704	4,823	△ 118
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,803	4,921	△ 118	4,704	4,823	△ 118
	そ の 他	726	779	△ 53	559	671	△ 112
	小 計	5,580	5,772	△ 192	5,308	5,566	△ 258
合 計	20,803	20,542	260	18,477	18,313	164	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、事業債が含まれております。  
 3. 「その他」には、投資信託が含まれます。  
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

経営者保証に関する取組方針

当組合は、経営者保証の課題に適切に対応するため、経営者保証に関するガイドライン研究会（事務局：全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表（平成25年12月5日）した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「GL」という。）を自発的に尊重し、遵守するための態勢整備を通じて、その弊害の解消に努める。

今後、中小企業者等と保証契約を締結する場合、また、当該保証人がGLに則した保証債務の整理を申し立てられた場合には、GLに基づき、誠実に対応し、取引先との継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に努める。

- 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について  
 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業者等から資金調達の要請を受けた場合には、GLに基づき、当該企業の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討する。
- 経営者保証の契約時の対応について  
 中小企業者等との間で保証契約を締結する場合には、GLに基づき、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行う。  
 また、保証金額の設定については、中小企業等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定する。
- 既存保証契約の見直しについて  
 中小企業者等から既存保証契約の見直しの申し入れを受けた場合には、GLに基づき、改めて検討を行うとともに、その検討結果を主たる債務者と保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行う。  
 (2) 保証人から保証債務の整理についてGLに則った整理の申し立てを受けた場合には、GLに基づき、関係する他の金融機関、外部専門家及び外部機関と連携・協力し、当該債務整理手続きの成立に向けて誠実に対応する。
- 保証債務の整理について  
 経営者保証における保証債務を履行する場合には、GLに基づき、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の履行能力、経営者たる保証人の経営責任や信頼性、破産手続における自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定する。  
 (2) GLによる債務整理を行った保証人については、信用情報登録機関に報告、登録しない。

# 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		
	令和2年9月末	〈参考〉 令和2年3月末	〈参考〉 令和1年9月末
<b>(資産の部)</b>			
現 金	839,002	807,323	849,880
預 け 金	29,017,059	20,105,695	21,749,458
有 価 証 券	21,030,957	18,904,947	19,414,730
国 債	4,989,630	3,002,340	3,834,090
地 方 債	203,700	303,410	308,970
社 債	14,855,410	14,936,727	14,548,001
株 式	77,173	70,972	83,569
そ の 他 の 証 券	905,044	591,498	640,100
貸 出 金	34,822,969	31,288,569	30,691,663
割 引 手 形	332,675	553,266	521,857
手 形 貸 付	749,505	1,369,167	1,048,697
証 書 貸 付	33,025,273	28,433,897	28,546,922
当 座 貸 越	715,515	932,238	574,185
そ の 他 資 産	688,120	698,558	697,674
未 決 済 為 替 貸	1,728	2,394	2,908
全 信 組 連 出 資 金	567,400	567,400	567,400
前 払 費 用	12	12	12
未 収 収 益	70,300	76,807	68,241
そ の 他 の 資 産	48,679	51,944	59,111
有 形 固 定 資 産	542,986	553,081	567,236
建 物	233,068	237,431	243,735
土 地	237,183	237,183	237,183
リ ー ス 資 産	36,124	40,822	45,791
その他の有形固定資産	36,609	37,642	40,525
無 形 固 定 資 産	2,214	2,241	1,969
ソ フ ト ウ ェ ア	244	272	—
その他の無形固定資産	1,969	1,969	1,969
繰 延 税 金 資 産	—	8,943	—
債 務 保 証 見 返	132,312	64,621	77,912
貸 倒 引 当 金	△609,159	△611,814	△590,225
(うち個別貸倒引当金)	(△599,134)	(△601,822)	(△583,146)
資 産 の 部 合 計	86,466,463	71,822,167	73,460,300

科 目	金 額		
	令和2年9月末	〈参考〉 令和2年3月末	〈参考〉 令和1年9月末
<b>(負債の部)</b>			
預 金 積 金	76,324,532	64,013,769	64,921,205
当 座 預 金	269,677	198,234	147,866
普 通 預 金	21,118,693	17,524,605	16,297,036
通 知 預 金	70,000	2,000	8,431
定 期 預 金	51,717,610	43,038,533	45,159,371
定 期 積 金	2,999,352	3,096,541	3,095,402
そ の 他 の 預 金	149,198	153,855	213,097
借 用 金	3,000,000	800,000	800,000
借 入 金	3,000,000	800,000	800,000
そ の 他 負 債	146,319	179,199	142,347
未 決 済 為 替 借	5,087	5,765	6,219
未 払 費 用	58,729	51,418	49,850
給 付 補 填 備 金	2,217	2,380	2,405
未 払 法 人 税 等	3,957	24,415	2,414
前 受 収 益	21,163	17,245	20,082
払 戻 未 済 金	—	11	—
リ ー ス 債 務	36,124	40,822	45,520
そ の 他 の 負 債	19,040	37,139	15,853
賞 与 引 当 金	46,066	37,006	46,185
退 職 給 付 引 当 金	49,091	44,497	45,424
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	97,083	97,083	89,780
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,000	1,000	1,000
偶 発 損 失 引 当 金	6,158	6,887	6,355
繰 延 税 金 負 債	13,349	—	206,876
債 務 保 証	132,312	64,621	77,912
負 債 の 部 合 計	79,815,913	65,244,065	66,337,088
<b>(純資産の部)</b>			
出 資 金	255,925	255,925	255,925
普 通 出 資 金	255,925	255,925	255,925
利 益 剰 余 金	6,205,882	6,203,276	6,147,087
利 益 準 備 金	255,925	255,925	255,925
そ の 他 利 益 剰 余 金	5,949,957	5,947,351	5,918,162
特 別 積 立 金	5,572,408	5,572,408	5,572,408
(うち経営安定化積立金)	1,300,000	1,300,000	1,300,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	377,549	374,943	345,754
組 合 員 勘 定 合 計	6,461,807	6,459,201	6,430,012
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	188,742	118,900	693,199
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	188,742	118,900	693,199
純 資 産 の 部 合 計	6,650,550	6,578,102	7,123,211
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	86,466,463	71,822,167	73,460,300

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	〈参考〉	
	令和2年9月末	令和1年9月末
<b>経 常 収 益</b>	<b>508,166</b>	<b>521,835</b>
資 金 運 用 収 益	482,250	488,472
貸 出 金 利 息	342,676	358,093
預 け 金 利 息	13,312	11,030
有価証券利息配当金	113,503	105,746
その他の受入利息	12,758	13,602
役 務 取 引 等 収 益	19,072	16,989
受入為替手数料	10,728	9,904
その他の役務収益	8,344	7,084
そ の 他 業 務 収 益	4,178	16,352
国債等債券売却益	3,955	16,277
国債等債券償還益	115	—
その他の業務収益	107	75
そ の 他 経 常 収 益	2,665	20
貸倒引当金戻入益	2,655	—
その他の経常収益	10	20
<b>経 常 費 用</b>	<b>486,766</b>	<b>496,822</b>
資 金 調 達 費 用	19,117	19,251
預 金 利 息	18,249	17,951
給付補填備金繰入額	1,272	1,300
借 用 金 利 息	△404	—
役 務 取 引 等 費 用	59,607	67,271
支 払 為 替 手 数 料	4,224	4,232
その他の役務費用	55,382	63,039
そ の 他 業 務 費 用	176	289
国債等債券売却損	—	250
国債等債券償還損	61	—
その他の業務費用	114	39
経 費	404,035	399,675
人 件 費	287,031	284,492
物 件 費	111,185	109,605
税 金	5,818	5,577
そ の 他 経 常 費 用	3,830	10,334
貸倒引当金繰入額	—	10,068
その他の経常費用	3,830	266
<b>経 常 利 益</b>	<b>21,399</b>	<b>25,012</b>

科 目	〈参考〉	
	令和2年9月末	令和1年9月末
<b>特 別 利 益</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
固 定 資 産 処 分 益	—	—
<b>特 別 損 失</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
固 定 資 産 処 分 損	—	—
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>21,399</b>	<b>25,012</b>
法人税、住民税及び事業税	7,850	5,189
法 人 税 等 調 整 額	△4,411	△2,610
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>3,438</b>	<b>2,579</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>17,961</b>	<b>22,433</b>
<b>繰 越 金 ( 当 期 首 残 高 )</b>	<b>359,588</b>	<b>323,320</b>
<b>当 期 末 処 分 剰 余 金</b>	<b>377,549</b>	<b>345,754</b>

## 苦情相談窓口の設置

お客さまからのご要望にお応えするために「お客様相談窓口」を本部（総務企画部）に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備しております。

電話番号 0954-62-9966（総務企画部）

受付時間 平日 9：00～17：00

## 通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

通帳・カード等を紛失または盗難に遭われた場合は、ただちに最寄りの店舗へご連絡ください。

なお、営業時間外や休日の場合は、留守番電話にて「カード紛失受付センター」の電話番号をご案内しております。

電話番号 047-498-0151（カード紛失受付センター）





## 当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。  
※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

受付窓口	総務企画部(さがにし苦情等相談窓口)
電話番号	0954-62-9966
住 所	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369-1
受 付 日	月曜日～金曜日(土・日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間	9:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。  
なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00/13:00～15:00	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～12:00/13:00～16:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:00/13:00～17:00

名 称	福岡県弁護士会 天神弁護士センター	福岡県弁護士会 北九州法律相談センター	福岡県弁護士会 久留米センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2	〒830-0021 久留米市篠山町11-5
電 話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受 付 日 時 間	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～19:00 土・日・祝 10:00～13:00	月～金(除 祝日、年末年始) 9:30～12:30/13:30～15:30	月～金(除 祝日、年末年始) 10:00～11:30/13:00～16:00

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています(詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください)。

受付窓口	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)
受 付 日	月曜日～金曜日(土・日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえで、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

- 移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
  - 現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。  
具体的には仲裁センター等にご照会ください。

- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規定等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

## 店舗一覧(事務所の名称・所在地)

(自動機器設置状況)

店 名	住 所	電 話	ATM
本 部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	0954-62-9966	
本店営業部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	0954-63-2411	1台
太 良 支 店	〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
塩 田 支 店	〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地1	0954-66-2028	1台
嬉 野 支 店	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	1台
大 浦 支 店	〒849-1612 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁463番地	0954-68-2316	1台
武 雄 支 店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	1台
伊万里支店	〒848-0031 佐賀県伊万里市二里町八谷搦1121番地1	0955-23-6538	1台
有 明 支 店	〒849-1203 佐賀県杵島郡白石町大字戸ヶ里1891番地3	0954-65-3001	1台
白 石 支 店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
有 田 支 店	〒844-0017 佐賀県西松浦郡有田町戸内丙728番地1	0955-43-3201	1台

## 地区一覧

鹿島市、武雄市  
伊万里市、嬉野市  
太良町、白石町  
大町町  
江北町(大字惣領分を除く)  
有田町  
ただし、佐賀県の  
外郭団体は佐賀県  
一円